

# ジョンソン新論文の 展望と法律扶助の50年

桐蔭横浜大学前学長 小島 武司

アメリカの法律扶助は、1964年、「貧困との戦い」のためにジョンソン大統領のもとで設置された連邦経済機会局（Office of Economic Opportunity, OEO）のリーガルサービス・プログラムとして推進されたが、アール・ジョンソン Jr. 氏は、そのディレクターとして制度設計と運営に関与した。その後、OEO リーガルサービス・プログラムは、紆余曲折を経て、1974年、LSC（Legal Services Corporation）法に継承されたが、ジョンソン氏は同法の起草に携わった。

ジョンソン氏は、アメリカ法律扶助および法律扶助国際組織の数々の要職のほか、南カリフォルニア大学教授、カリフォルニア州のコート・オブ・アピール（州上訴裁判所）判事の職を歴任した。

多数の著書・論考のほか、2014年、アメリカ法律扶助の歴史と将来課題を総括した大著“To Establish Justice for All: The Past and Future of Civil Legal Aid in the United States”（Praeger, 2014）を出版された。

今般、法テラス業務開始10周年を機会に、ジョンソン氏より貴重な論考を頂いた。ジョンソン氏との親交が深い小島武司教授のコメント、および山城崇夫教授の論評とあわせて掲載する。

（総合法律支援論叢編集委員会事務局）

I アール・ジョンソン Jr.氏とお目にかかる機会は少なからずあったが、一番印象に残っているのは、アメリカのリーガル・エイドの大変革そのものを通じての出会いである。1966年から68年にかけてジョンソン氏がディレクターを勤める連邦経済機会局が、法律扶助を「法と貧困」という広範な視点から見直し、次々と新機軸を打ち出す中、全米各地のロースクールの教育現場にもひたひたと衝撃波が伝わってきた。奇しくもこの期間（1966年から68年）ミシガン大学ロースクールに留学していたわたくしは、「法と貧困」の大セミナーに出席する機会に恵まれた。各都市の騒乱から離れた大学町アーナーバーにも危機感が伝わり、そこでの討論にはまことに熱いものがあった。まさに教室は、双方向というよりは、縦横に意見が交わされる白熱の「多方向対話」の場となっていた。

この学習現場では、スタッフ弁護士制の拡充、近隣法律事務所（ネイバーフッド・ロー・オフィス）の試行、個別紛争の域を越え法変革を志向するテスト訴訟の遂行、学生のための臨床的教育（実務と法理の融合）の推進など一連の新基軸が、ゲトーでの騒乱など切迫した状況が刻々と伝わる中で論じられていった。激動の歴史の正しくこの瞬間に留学するという機会を得たことに運命的なものを感じ、わたくしの気持ちも高揚した。フルブライト留学生試験を受けた当初考えていた研究テーマは、固有必要的共同訴訟、非訟事件、訴訟遅延などであったが、何か大きい新研究課題が突如姿を現したように感じた。

このような次第で、1968年秋、留学を終える際には、オハイオ州クリーブランド、ニューヨーク州マンハッタン、ペンシルベニア州フィラデルフィア、ワシントン・DCなど各現場を訪れ、ゲトーにも赴きリーガル・エイドのリーダーたちとも語り会い、アメリカ社会の内奥にある普遍的なものに触れた思いがした。この時、経済機会局ディレクターのジョンソン氏と直接お会いすることはなかったものの、わたくしは、濃密な間接対話の過程にあったというべきかも知れない。

1968年11月の大統領選挙直前に、わたくしは、パンナムのチケットを贈ら

れてボストンを立ち、ロンドン、ベルリン、ローマ、アテネ、カイロ、ニューデリ、バンコックなどをめぐる世界一周の旅に出た。この旅行の中で旧世界ヨーロッパと新世界アメリカの法文化の違いの一端を肌で感じることができた。いま手にしているジョンソン論文からもその頃の開眼をはっきりと思い出すのである。

Ⅱ 1974年の在外研究の折りには、フィレンツェ大学のマウロ・カペレッティ教授率いる「正義へのアクセス・プロジェクト」に参加し、わたくしも、欧米の指導的な学者との豊かな出会いに恵まれた。このプロジェクトで重要な役割を果たしていたのもジョンソン氏であった。

1978年には南カリフォルニア大学教授に就任されていたジョンソン氏を東京にお招きし、また、中央大学などにおいて法律扶助に関する講演などもお願いした。

Ⅲ その後財団法人法律扶助協会の理事を務めていたわたくしは、21世紀初頭の司法改革の一環として制定された総合法律支援法のもとで日本司法支援センター（法テラス）の設立に遭遇し、移行期の法律扶助に関わる機会をもつことになった。

この改革の過程では、開業弁護士がパートタイムで法律扶助を提供するジュディケア・システムに弁護士が専任スタッフいわば poverty lawyer となって法的サービスを提供するアメリカ型スタッフ弁護士制の仕組みが接木され、弁護士過疎への対応も進むことになる。ここに、日本の法律扶助制度は、民間組織から公的組織へと移行し、ヨーロッパ型とアメリカ型が組み合わされたハイブリッド・システムが成立し、法テラスは、10年余の歳月を経て今、新制度として定着をみている。スタッフ弁護士制導入のほか、コールセンターの新設、全国各地の事務所設置、大規模災害に際しての法的支援などが法の内実に独自の生気を与えている。

ジョンソン氏が播かれた種のいくつかは、日本でも、いま、花を咲かせているのである。

Ⅳ ジョンソン氏はカリフォルニア州のコート・オブ・アピール（州上訴

裁判所) 判事に就任され、勇退後の2011年には、バーバラ夫人と共に日本旅行にお見えになった。その際には、四谷の法テラス東京地方事務所を視察され、また、中野坂上の法テラス本部をもご訪問いただき、トーク・セッションでは、映像による法テラス紹介をご覧になるなどして、日米の法律扶助活動をめぐり貴重なご意見を披歴していただいた。

その際、ジョンソン氏がカリフォルニアの司法アクセス組織の会長として活動されていることを知り、わたくしが会長を務めていた日本司法アクセス学会との交流の機会をもちたいと願っていたが、桐蔭横浜大学学長の職務もあり、ジョンソン氏の日程も多忙で、再会の機会を逸しかねないと危惧していたところ、法テラスの池永知樹弁護士のご尽力もあり、法テラス10周年の機会に法律扶助の権利性をめぐる欧米の判例展開を中心とする貴重なご論考をいただくことができ、大変嬉しく思っている。

この度、池永弁護士がその翻訳を担当されることになり、ジョンソン氏のご意向もあってわたくしがコメントの執筆をお引き受けした。しかしながら、ジョンソン論文は欧米における判例展開をフォローしつつ、法理論と立法活動が進行する様を活写しているものであり、より本格的なコミットメント業が必要であると認識するに至り、山城崇夫白鷗大学法科大学院教授(前・桐蔭横浜大学副学長)に架電したところ、同教授がこのテーマの研究を進められていることを知り、ジョンソン論文の論評に最適任者を見出したと考え、編集委員会の方々のご意見も伺い、論評の執筆は山城教授にお願いすることになった。本号の企画が法律扶助、そして司法アクセス全般にわたる理論と実務に新しい風を送る契機となるならば、わが国における民主主義と法の支配の礎はより強固なものとなると期待される。

因みに、ジョンソン氏は、行政官、南カリフォルニア大学教授、カリフォルニア州上訴裁判所判事などを勤められ多忙な中、法律扶助や正義へのアクセスを中心に多数の論文を執筆され、その法律扶助への貢献には特筆すべきものがある(主要なものは、ジョンソン論文と山城論評に引用されている)。

今後、法律扶助の法理の発展やモデル・アクセス法などの推進に向けて、

カリフォルニアの海辺のあのお宅で法律扶助の実務に精通する弁護士である  
バーバラ夫人との対話を楽しみながら益々ご活躍されるものと期待してい  
る。